

九電力体制の五十年

橋川 武郎

一 はじめに

経営史学 第37巻第3号

二〇〇一年五月一日、電気事業再編成によっていつせいに誕生した北海道電力・東北電力・東京電力・中部電力・北陸電力・関西電力・中国電力・四国電力・九州電力の九電力会社は、そろって創立五十周年を迎えた。その前年の二〇〇〇年三月には電力小売の部分自由化が始まるなど、おりから日本の電力業界には自由化の嵐が吹き荒れており、右記の九社が支えてきたいわゆる「九電力体制」の是非が根本から問い直される中で、半世紀の記念日であった。本稿の課題は、経営史の立場から九電力体制の五十年を評価し、その未来を展望することにある。

一九五〇～五一年の電気事業再編成は、電力業の行政機構と

産業組織の両面にわたる一大変革であったが、ここで後者の側面に注目すると、再編成によって生み出された九電力体制の特徴は、①民営、②発送配電一貫経営、③地域別九分割、④独占の四点に求めることができる。電気事業再編成をその直前の電力国家管理（一九三九～五一年）と関連づければ、これら四点のうち①と②は不連続、③は部分的連続、④は連続ということになる。⁽⁴⁾したがって、電気事業再編成固有の意義は①と②を實現した点、および③を徹底した点にあったわけであるが、これに対して再編成から五十年を経た今日、電力自由化問題として、主として④のもたらずデメリットが議論の俎上にのぼっている。⁽³⁾

④（独占）のもたらずデメリットとは、具体的には、競争の欠如による料金水準の高さのことであるが、九電力体制におい

ては総括原価主義にもとづく料金認可制が採用され、このよう
なデメリットが顕在化することをチェックすることになってい
た。⁷⁾そして、現実には、料金認可制によるチェックは、ある時期
まで有効に作用していた。そこでは、九電力体制の①(民営)
や②(発送配電一貫経営)や③(地域別九分制)の特徴がメリ
ットを発揮し、そのことが料金認可制によるチェックに有効性
をもたせ、④が可能性として内包する高い料金水準というデメ
リットを封殺するメカニズムが作用していたのである。しかし、
料金認可制によるチェックは、ある時期から有効に作用しなくな
った。⁸⁾①・②・③のメリットによる④のデメリットの封殺が
機能しなくなったのであり、そうであるからこそ、電力自由化
問題として、④のもたらすデメリットが議論の組上にはのぼるよ
うになったのである。

このような事情をおまえば、九電力体制に対して正確な史的
評価を与えるためには、独占(④)が潜在的に内包するデメ
リットがどのように顕在化したか、あるいは別の言い方をすれ
ば、④のデメリットを封殺する可能性をもつ民営(①)、発送
配電一貫経営(②)、地域別九分制(③)のメリットがいかに
推移したか、に注目することが重要になる。本稿では、①・
②・③のメリットが④のデメリットを制御することを「電気事
業経営の自律性」⁹⁾と呼び、その自律性の変遷にもとづいて時期
区分を行ったうえで、具体的な分析を進める。

時期を区分する際に画期とするのは、一九七三―七四年に発

生した第一次石油危機と、九五年に施行された電気事業法の全
面改正とである。これら二つの出来事を転換点にして、九電力
体制の五十年は、電気事業経営の自律性が発揮された五一―七
三年、自律性が後退した七四―九四年、自律性の再構築がめざ
された(そして、現在もめざされている)九五年以降、の三つ
の時期に区分される。

二 自律性の発揮 ―一九五一―七三年―

本章では、九電力体制が発足した一九五一年から、第一次石
油危機が発生した七三年までの時期に光を当てる。

表1は、九電力会社および沖縄電力による電気料金の改定を
一覧したものである。この表からわかるように、電気事業再編
成によって九電力体制が発足した一九五一年から第一次石油危
機が発生した七三年までの時期には、総括原価主義にもとづき、
五一、五二、五四年に九電力会社いっせいの電気料金値上げが
実施され、その後も五七―七三年に各社個別の料金値上げが行
われた。

表2と表3は、それぞれ、電灯料金と消費者物価指数の推移、
電力料金と卸売物価指数の推移を、時期ごとにみたものである。
表2では東京都区部、表3では日本全国と、集計対象地域が異
なるのは、戦前(一九三四―三六年平均)基準の一貫性ある数
値が、卸売物価指数については全国規模で得られるものの、消
費者物価指数については東京都区部をカバーしたものしか得ら

表1 10電力会社の電気料金改定 (1951-2001年)

(単位: %)

改定年月	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	平均
1951年8月	37.5	24.0	24.0	27.9	24.0	32.8	36.2	36.1	38.7		30.1(9社)
52. 5	35.1	22.7	24.2	19.6	28.3	29.4	32.6	30.1	36.9		28.0(9社)
54. 10	13.2	16.4	11.6	18.1	13.5	3.9	8.6	14.7	12.4		11.2(9社)
57. 7	-	17.8	-	-	18.1	-	-	-	-		
61. 3	-	-	-	-	-	-	-	-	10.5		
61. 8	-	-	13.7	-	-	-	-	-	-		
62. 12	-	12.6	-	-	-	-	-	-	-		
65. 4	-	-	-	7.9	-	-	-	-	-		
66. 8	-	-	-	-	6.4	-	-	-	-		
66. 10	-	-	-	-	-	-	△ 3.9	-	-		
73. 9	-	-	-	-	-	22.2	-	17.8	-	-	
74. 6	43.3	51.9	63.0	71.8	59.5	46.4	60.8	45.3	48.1	-	56.8(9社)
74. 11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	85.9	
76. 6	30.3	28.5	-	-	26.1	-	-	-	24.8	-	
76. 8	-	-	21.0	22.5	-	22.2	22.2	22.8	-	28.5	
80. 2	35.6	-	-	-	-	-	-	-	-	43.7	
80. 4	-	59.8	53.7	50.5	49.6	44.8	68.9	48.0	47.8	-	52.3(8社)
80. 10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19.2	
81. 10	18.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
88. 1	△11.5	△18.6	△19.2	△22.0	△14.5	△15.8	△16.1	△14.3	△15.2	△19.6	△17.8(9社)
89. 4	△1.8	△2.8	△3.1	△3.6	△2.6	△2.6	△3.0	△2.7	△3.0	△2.8	△3.0(9社)
96. 1	△12.7	△8.6	△5.4	△4.2	△8.7	△4.0	△8.5	△9.0	△8.7	△6.0	△6.3(10社)
98. 2	△6.7	△6.1	△4.2	△3.9	△4.8	△3.3	△6.7	△6.5	△6.1	△3.7	△4.7(10社)
2000. 10	△5.8	△5.7	△5.3	△5.8	△5.6	△4.2	△6.9	△5.3	△6.1	△3.8	△5.4(10社)

注) 各社の平均値上げ率。△は値下げ率。暫定値下げは除く。

出所) 日本電気事業連合会統計委員会編『電気事業便覧』(平成12年版) 日本電気協会, 2000年, より作成。

れないという、資料上の制約による。このような事情をふまえて、表2では、電灯料金の動向を伝える基礎データとして、東京都都区部を供給地域に含む東京電力の電灯総合単価を使用した。一方、表3では、電力料金の基礎データとして、全国九電力会社の電力総合単価の平均値を採用した。

これらの表からわかるように、三度にわたる九電力会社いっせいの電気料金値上げが実施された一九五〇年代前半には、電気料金は物価指数を上回る勢いで上昇した。しかし、五〇年代後半から七〇年代初頭にかけての時期には、電灯総合単価は消費者物価指数に比べて著しく安定するようになった。その結果、一九五二～七三年の時期を一括すると、電灯総合単価の上昇率は、消費者物価指数の上昇率を大幅に下回ることになった。五五～七三年にも、電力総合単価の上昇率は卸売物価指数の上昇率を上回ったが、ここでは、当該期に卸売物価指数がきわめて安定していた事実を忘れてはならない。

表2 電灯料金と消費者物価指数の上昇率

(単位: 倍)

期 間	A 東京電力の電灯総合単価	B 東京都区部の消費者物価指数 (総合)
1934-36年平均～51年	*70.5	255.5
1952～73年 (52～54年) (55～73年)	1.68 (1.35) (1.24)	2.83 (1.18) (2.40)
1974～94年 (74～80年) (81～94年)	2.10 (2.39) (0.88)	2.53 (1.88) (1.34)
1995～99年	0.95	1.01

注) *のみ、全国の電灯平均料金の上昇率。

出所) Aの*は、南亮進「長期経済統計12 鉄道と電力」東洋経済新報社、1965年、Aの残りは、通商産業省公益事業局・電気事業連合会編「電気事業10年の統計」電力新報社、1962年、資源エネルギー庁公益事業部・電気事業連合会編「電気事業30年の統計」日本電気協会、1982年、電気事業連合会統計委員会編「電気事業便覧」(平成7年版)日本電気協会、1995年、東京電力株式会社広報部「数字でみる東京電力」(平成12年度)、2000年、Bは、矢野恒太記念会編「数字でみる日本の100年」(改訂第4版)、2000年、より作成。

表3 電力料金と卸売物価指数の上昇率

(単位: 倍)

期 間	A 9 電力会社の電力総合単価	B 日本全国の卸売物価指数 (総平均)
1934-36年平均～51年	*122.8	342.5
1952～73年 (52～54年) (55～73年)	2.03 (1.38) (1.47)	1.35 (1.02) (1.33)
1974～94年 (74～80年) (81～94年)	3.20 (3.89) (0.82)	1.50 (1.78) (0.84)
1995～98年	0.93	0.99

注) *は、全国の電力平均料金の上昇率。電力自由化の影響で、電力総合単価の算出方式は1999年度に大幅に変更されたため、98年度分までを計上対象とした。

出所) Aの*は、前掲「長期経済統計12 鉄道と電力」、Aの残りは、前掲「電気事業10年の統計」、前掲「電気事業30年の統計」、前掲「電気事業便覧」(平成7年版)、電気事業連合会統計委員会編「電気事業便覧」(平成11年版)、1999年、Bは、前掲「数字でみる日本の100年」より作成。

表4 合理化関連指標の推移

年度	汽力発電所熱効率 (%)		総合損失率 (%)		従業員1人当り 販売電力量(千kWh)		年負荷率(送電端) (%)	
	東京	9電力	東京	9電力	東京	9電力	東京	9電力
1951	15.1	17.2	25.4	26.4	248	224	67.8	72.9
60	31.0	29.8	14.1	14.3	761	663	62.2	67.4
70	36.6	35.9	10.0	10.1	2,129	1,982	63.7	67.1
80	36.6	36.4	8.9	9.3	3,261	3,243	58.2	61.9
90	37.5	37.1	9.2	9.3	5,548	4,775	55.6	56.8
99	39.1	38.8	8.4	9.0	6,548	5,675	57.5	59.4

出所) 前掲『電気事業便覧』(平成12年版), 前掲『数表でみる東京電力』(平成12年度)。

表5 9電力会社の発電設備の原動力別構成比

(単位: %)

電力会社	1951年5月1日		1974.3.31			1995.3.31				2000.3.31			
	水力	火力	水力	火力	原子力	水力	火力	原子力	その他	水力	火力	原子力	その他
北海道	77	23	31	69	0	22	55	21	1	21	58	20	1
東北	99	1	32	68	0	21	73	5	1	16	74	9	1
東京	81	19	16	81	2	14	57	28	0	14	56	30	0
中部	72	28	18	82	0	17	69	14	0	16	72	11	0
北陸	98	2	56	44	0	33	57	10	0	29	62	9	0
関西	49	51	22	73	6	20	53	28	0	21	53	26	0
中国	52	48	21	70	10	23	64	13	0	24	65	11	0
四国	72	28	18	82	0	18	50	32	0	18	50	32	0
九州	47	53	21	79	0	14	60	25	1	13	59	28	1
平均	67	33	21	76	3	18	60	22	0	17	60	22	0

注) 認可最大出力ベース。

出所) 資源エネルギー庁公益事業部・電気事業連合会『電気事業40年の統計』日本電気協会, 1992年, 前掲『電気事業便覧』(平成7年版), 同(平成12年版)より作成。

電力総合単価の上昇率それ自体は、三年間で一・三八倍になった五二一・四七倍に比して、十九年間で一・四七倍にとどまった五五・七三年には低水準で推移した。つまり、五七年以降に行われた電力各社個別の電気料金値上げの影響は限定的なものだったのであり、総合的にみれば、五一―七三年の時期には「低廉な電気供給」が実現されたこととみなすことができる。なお、そもそも、五〇年代前半に実施された三度のいっせい値上げのうち五一年と五二年の料金改定は、インフレの進行による諸経費の膨張や資産再評価による減価償却費の増大を直接的な要因とするものであったが、より根本的には、電力国家管理¹²⁾下で継続されていた政策的低料金を是正して、電力各社の経営基盤を確立するねらいをもっていたことも見落としてはならない。

表6 9電力会社の火力発電用受入燃料の構成比
(単位: %)

電力会社	1973年度			1990年度			
	石炭	石油	その他	石炭	石油	LNG	その他
北海道	88	12	0	83	17	0	0
東北	2	94	5	9	37	50	5
東京	0	85	15	1	40	55	4
中部	1	99	0	2	54	43	2
北陸	0	100	0	4	96	0	0
関西	0	91	9	0	56	41	3
中国	2	98	0	44	48	6	2
四国	0	91	9	24	61	0	15
九州	7	93	0	23	40	37	1
平均	3	89	7	9	47	41	3

注) 発熱量ベース。石油は、重油・原油・軽油の合計。

出所) 前掲「電気事業30年の統計」、前掲「電気事業40年の統計」より作成。

高度経済成長期にあたる一九五〇年代後半～七〇年代初頭に日本の九電力会社が電気料金金の長期安定を達成しえたのは、一連の合理化努力が成果をあげたからである。五〇～六〇年代には世界的に火力発電の高能率化や大容量化が進展したが、その動きは日本にも波及し、表4が示すように、火力発電所熱効率の向上がみられた。九電力各社は、経済性を高めた火力発電中心の電源開発を遂行し、六〇年代初頭には電源構成の「火主水

従化」を実現した(表5)。それだけでなく九社は、水力発電についても、発電所の無人化や大容量化に取り組んだ。その結果、高度成長下の電気需要の急伸もあって、表4にあるように、九電力会社全体の従業員一人当たり販売電力量は、五〇年代から六〇年代にかけて著しく増大した。また、この時期には、二七万五〇〇〇V送電網の拡充や五〇万V送電の開始、配電設備の昇圧などにより、電力の総合損失率も顕著に低下した(表4)。さらに、これらの諸要因に加えて、六〇年代半ば以降の「油主炭従化」(表6)¹⁵⁾による火力発電用燃料費の節減や、減価償却の拡充(表7)をふまえた自己資金比率の上昇による資金コストの低下などの要因も、料金安定に貢献した。

一九五一一七三年の時期における九電力会社の経営行動に関しては、他の時期にはみられない二つの特徴を指摘することができる。それは、行政当局と一定の距離を置いて事業活動を展開した¹⁵⁾ことと、電力会社間に競争意識が作用したことの、二点である。

まず、行政当局と九電力会社とのあいだの距離については、電源開発の火主水従化や火力発電用燃料の油主炭従化のプロセスを振り返れば、その存在が明らかになる。

「新鋭火力発電所」と呼ばれた中部電力の三重(一九五五年運転開始)、九州電力の苅田(五六年運転開始)、関西電力の多奈川(五六年運転開始)の三発電所建設が先鞭をつけた形の電源構成の火主水従化への流れは、一九五五年に電力中央研究所

表7 9電力会社の減価償却(定率)実施状況

(単位: %)

年度	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	平均
1951	*38	*40	*41	*53	*40	*40	*61	*39	*52	43
52	*50	*53	*57	*50	*44	*61	*67	*49	*60	57
53	67	66	70	58	46	76	90	60	83	71
54	*60	*54	*87	*64	*66	*80	*76	*54	*78	73
55	65	50	87	84	56	108	80	57	67	79
56	73	50	83	71	63	94	73	65	60	73
57	75	*51	59	69	*57	91	75	66	58	67
58	69	59	59	62	56	102	84	81	57	69
59	78	54	54	65	69	105	83	64	56	69
60	84	52	55	101	78	105	86	77	*56	75
61	93	56	*64	87	69	100	104	73	86	79
62	88	*59	100	89	66	105	100	105	93	92
63	77	76	100	58	58	100	118	100	87	88
64	78	76	103	58	57	100	106	109	89	89
65	91	85	102	*62	59	100	110	91	85	90
66	99	93	98	81	*61	100	△108	95	100	94
67	100	96	98	99	73	100	107	98	99	98
68	100	98	100	100	82	100	100	100	98	99
69	100	100	100	100	83	100	100	100	100	99
70	100	100	100	100	98	100	100	100	100	100

注) *は料金を値上げた年度, △は値下げした年度。

出所) 前掲『電気事業10年の統計』通商産業省公益事業局・電気事業連合会編『電気事業20年の統計』日本電気協会, 1972年。

(理事長松永安左エ門)が「電力設備近代化計画案」(松永構想)を発表したことによって、いっそうはずみがついた。松永構想の要点は「今後の新設は『火主水従』とすべきであって、

特に新鋭火力発電所の増強に力を注ぐべし」という点にあったが、同構想の発表は水主火従の電源開発方針を維持していた通商産業省(通産省)に衝撃を与えた。¹⁸⁾ 九電力会社が火力中心の電源開発を進めたことを受けて、政府の電源開発方針は、一九五〇年代半ばの水主火従から火主水従へ、徐々に転換をとげた。電源開発に係る諸官庁の調整機関である電源開発調整審議会は、ようやく六〇年になって完全な火主水従の開発計画である「電力長期計画」を策定したが、これは、電力各社による新鋭火力発電所の建設着工から八年後、松永構想の発表から五年後のことであった。

一九五〇年代から六〇年代にかけての日本における火力発電の原価低落の要因としては、大容量化や高効率化のほかに、燃料費の低減をあげることができる。燃料費の低減は、主として、火力発電用燃料の石炭から石油への転換、つまり油主炭従化によってもたらされた。火力発電用燃料の油主炭従化は、カロリー単価の低下だけでなく、付帯設備の縮小、運炭および灰捨ての省略、運転の安定化、ボイラー効率の向上などの点でも経済合理性をもっていたが、電力行政の主管官庁であった通産省は、石炭鉱業保護

の立場から、これに対してさまざまな制約を課した。一九五五年施行の重油ボイラー規制法による規制はその典型と言えるものであったが、それに対しては、経済合理性を重視し火力発電用燃料の油主炭炭化を追求する九電力会社から強い反発が生じた。重油ボイラー規制法にもとづく規制がようやく手直しされ、重油専焼火力の建設が認可されるようになったのは、六〇年のことであった。ただし、その代りに九電力会社は、一年から石炭の政策的引取りへ協力することを余儀なくされた。⁽¹⁹⁾ 石炭引取りは長期にわたって継続し、電力業経営にとって大きな足枷となった。⁽²⁰⁾

このように電源開発の火主水炭化や火力発電用燃料の油主炭炭化のプロセスを振り返れば、一九五〇～六〇年代には行政当局と九電力会社とのあいだに一定の距離が存在したことは明らかであるが、そのことを端的に示したのは、新しい電気事業法の制定が一九六四年までずれ込んだ事実である。五年の電気事業再編成の根拠となった電気事業再編成令と公益事業令はいずれもボツダム政令であったため、両法令とも、サンフランシスコ講和条約の発効から百八十日後の五年一〇月に失効した。その後二カ月間の空白期間を経て、五年一二月に「電気およびガスに関する臨時措置に関する法律」が公布、施行され、電気事業再編成令と公益事業令の必要な規定の効力を復活させる措置がとられた。ただし、同法はあくまで臨時措置法であったため、きちんとした形で新しい電気事業法を制定する必要がある

⁽²¹⁾ った。しかし、新電気事業法の法案をまとめる作業は難航し、結局、五〇年代いっぱいには具体的な進展をみせなかった。

新電気事業法の制定が遅延した直接の原因は、水利権所管問題や公営電気事業等の復元問題などで、関係各省間の調整がつかなかったことである。しかし、同時に、供給区域独占問題などで、通産省と九電力会社との意見が食い違ったことも、大きく影響した。別言すれば、民営九電力体制に対する社会的評価は未確定だったのであり、一九五七年から五八年にかけて生じた電気事業再々編成問題⁽²²⁾は、そのことを端的に示すものであった。

ただし、一九六〇年代にはいと、右記のような状況は大きく変化した。九電力各社が火主水炭の電源開発、火力発電所の大容量化・高効率化や使用燃料の油主炭炭化、水力発電所の大容量化・無人化などで成果をあげ、「低廉で安定的な電気供給」を達成するにいたった民営九電力体制に対する社会的評価が高まったからである。このため、電気事業再々編成論は急速に勢いを失い、通産省も民営九電力体制を容認するにいたった。こうして新しい電気事業法を制定する条件はようやく整い、同法は一九六四年七月に公布された（施行は六五年七月）。電気事業再編成以来の民有民営の地域別九分割方式を法的に追認した新電気事業法は、くすぶり続けていた電力産業の企業形態をめぐる論争に終止符を打ち、民営九電力体制は、長期にわたって定着することになったのである。

次に、九電力会社間に競争意識が作用した点については、新電気事業法を準備した一九六三年の電気事業審議会の答申が、民営九電力体制のメリットとして「企業相互間の競争の刺激」をあげたことが注目される。この指摘にあるとおり、高度経済成長期の日本の電気事業では、九電力体制のもとで市場独占と企業間競争とが併存するという特徴的な状況がみられた。市場独占が保証されている以上、九電力各社間の競争は、戦前の電力戦のような需要家を奪い合う直接的な市場競争とはならなかった。それは、経営合理化の成果を競い合うパフォーマンス競争の形をとったのである。

前掲の表1を注意深くながめると、一九五六―七三年の高度経済成長期には、全体として電気料金の長期安定が実現したとはいえ、九電力会社のすべてが料金を据え置いたわけではないことがわかる。正確には、①この間に値上げをまったく行わなかった北海道電力・中国電力（とくに中国電力は、六六年に値下げを行った）、②値上げを一回行った東京電力・中部電力・関西電力・四国電力・九州電力（このうち関西電力と四国電力は、七二年までは値上げを行わなかった）、③値上げを二回行った東北電力・北陸電力、の三つのグループが存在した。このような企業間格差の存在は、各社が競い合って経営合理化に取り組むうえでの起動力となった。高度経済成長期の電気料金値上げは、五一―五四年の時期や七四―八〇年の時期のように九電力会社いっせいは行われなかったから、値上げを実施した

電力会社には、厳しい社会的批判が集中した。そして、批判を受けた電力会社が、他社以上に積極的に経営合理化に取り組むことは、いわば当然の行為であった。六一年に料金を引き上げた東京電力が、木川田一隆新社長のもとで六二年から一連の「経営刷新方策」を遂行したことは、その典型的な事例とみなすことができる。

一九五〇年代から七〇年代初頭にかけて九電力各社は、経営合理化をめざし、火力発電所の高能率化・大型化、火力発電用燃料の油主炭従化、原子力発電の事業化などをめぐって、活発な競争を展開した。東京電力、関西電力、中部電力、九州電力の四社は、火力発電所の蒸気圧力、蒸気温度、タービン発電機容量の最高値を更新するためのぎを削った。

火力発電用燃料の油主炭従化についてみると、中部電力に次いで早い時期に油主炭従化を実現した関西電力の場合には、東京電力に対するライバル意識がその原動力となった。この点について、一九五九年に関西電力社長に就任した芦原義重は、「戦後われわれが、ずっと使ってきた石炭については、東電は常磐と北海道が主力でしたが、とくに常磐は地元ですから運賃がたいしてかからず非常に有利なわけです。それに較べて、われわれの関西電力は、ほとんど全部を九州から運んできていたもので、かなり運賃が高くついたわけですね。そうすると、ほかのことをいくら合理化しても、東電と較べると経営上どうしても不利なので、なんとか東電に負けない方法がないものか

ということ而努力したのが、よそより石油の切換えが早かった一つの理由なんです⁽²⁹⁾、と述べている。原子力発電の事業化をめくつても、東京電力と関西電力は、激しい先陣争いを展開した⁽³⁰⁾。この点は、『東京電力三十年史』⁽³¹⁾が「他に先駆けて先見的に行動を開始したことは特筆されよう」と記述し、『関西電力二十五年度史』が「九電力各社が原子力発電所建設に取り掛かった時期はまちまちであり、初送電の時期も九社とにかなりずれているが、九社中、一番乗りの栄光になったのは当社である⁽³²⁾」と述べていることから、窺い知ることができる。

一九五〇年代から七〇年代初頭にかけて展開された九電力会社間のパフォーマンス競争に關して注意すべき点は、それが、全体としてみれば、差別化競争ではなく同質的競争の形をとつたことである。そこでは、電源開発の火主水従化と火力発電用燃料の油主炭従化を競争の焦点にして、横並び競争が展開された⁽³⁴⁾。前掲の表5は、一九五一―七三年に九社すべてが火力のウエイトを著しく増大させたことを示している。また、表6から、北海道電力を除く八社が七三年度までに油主炭従化を完了していたことが判明する。これらの事実は、五一―七三年に展開された九電力会社間の同質的競争の帰結であつた。

ここまで述べてきたように、一九五一―七三年の時期における九電力会社の経営行動には、石油危機後しばしば耳にするようになった「お役所のような存在」という評価とは異なる、活力がみられた⁽³⁷⁾。高度経済成長期の日本で「低廉で安定的な電気

供給」が実現したのは、電力各社の一連の合理化努力が成果をあげたうえに、電源構成の火主水従化や火力発電用燃料の油主炭従化が進展したからであつたが、火主水従化や油主炭従化のプロセスでは、反対ないし消極的な姿勢をとる通産省サイドを電力業界サイドが押し切るという、興味深い光景がみられた。また、高度成長期には、個別に料金値上げを行う電力会社に対して鋭い社会的批判が集中したため、地域独占が確立されていたにもかかわらず、九電力各社は、業績をめぐつてある程度活発な企業間競争を展開した。この時期には、行政と電気事業者は一体ではなく、それぞれの電力会社は互いにライバル意識をもっていたのである。

行政との距離や合理化努力は、九電力体制が有する四つの特徴(○)民営、(●)発送配電一貫経営、(◎)地域別九分割、(⊙)独占のうち、(○)と密接にかかわつていた。また、電力各社が電源構成の火主水従化や火力発電用燃料の油主炭従化に力を入れ、送配電ネットワークの形成にも積極的に取り組んだのは、(○)・(●)・(◎)がもたらした各地域での電気供給責任を全うするためであつた。さらに、各社が地域間のパフォーマンス競争を展開するうえで、(○)と(●)が重要な前提条件となつた。これらの状況が現出することによつて、一九五一―七三年の時期には、料金認可制によるチェックが有効性をもち、(●)が可能性として内包する高い料金水準というデメリットを封殺するメカニズムが作用した。つまり、この時期には、(○)・(●)・(◎)のメリットが(⊙)のデ

メリットを制御する「電気事業経営の自律性」が、九電力体制全般にわたって観察されたのである。

三 自律性の後退——一九七四～九四年——

本章では、前年に発生した第一次石油危機の影響が本格化した一九七四年から、電気事業法が全面的に改正される前年にあたる九四年までの時期に目を向ける。

石油危機後の時期に、原油価格の高騰、電力需要の伸び悩み、負荷率の低下、立地・環境問題の深刻化、資金コストの上昇など様々な苦難に直面し、業績を悪化させた九電力会社は、表1にあるように、七四、七六、八〇年に三度にわたって電気料金をいっせいに値上げすることを余儀なくされた。³⁹⁾ また、八一年には北海道電力が、独自の料金値上げを行った。表2と表3からわかるように、三度にわたる九電力会社いっせいの電気料金値上げが実施された七四～八〇年の時期には、電気料金は物価指数を大きく上回る勢いで上昇した。なかでも電力総合単価の上昇率は高く（七年間で三・八九倍）、前後の時期に比べて顕著な高水準を示した卸売物価指数の上昇率（同じ七年間で一・七八倍）をも、大幅に凌駕した。

その後、一九八〇年代半ばごろから円高と原油安が定着するようになり、日本の電力業をめぐる経営環境は好転した。この状況変化を受けて九電力会社は、一九八六年から随時、電気料金を暫定的に引き下げる措置を講じた。そして、八八年と八九

年には、いっせいに電気料金の恒常的値下げを実施した（表1）。この結果、八一～九四年の時期には電灯総合単価は、引き続き上昇傾向をたどった消費者物価指数の動向とは対照的に、低下傾向を示した（表2）。一方、電力総合単価も下落したが、円高と原油安を背景にして卸売物価指数も下落に転じたため、電灯総合単価・消費者物価指数間の場合とは異なり、電力総合単価・卸売物価指数間の場合には乖離がほとんど生じなかった（表3）。

ここで注目すべき点は、一九八六年以降の電気料金の低下が、七四～八〇年の時期に醸成された電気料金水準に対する需要家の割高感を解消するものとはならなかったことである。一九八〇年代後半以降の時期には、電気料金に関して、円高の進行によって顕在化した内外価格差（外国に比しての日本の相対的高料金）の解消を求める声が高まり、九電力会社は、むしろ、批判の矢面に立たされた。八九年版の『経済白書』が、東京とニューヨークの電気料金を比べ東京の方が割高であるとのデータを掲げたことは、それを端的に示す出来事であった。⁴⁰⁾

本章で光を当てる一九七四～九四年の時期には、電気料金が値上げされたのち値下げされるという経緯をたどったが、総合的にみれば、前章で取り上げた五一～七三年の時期に実現された「低廉な電気供給」が大きく後退することになった。表2と表3が示すように、五一～七三年の二十三年間にそれぞれ一・六八倍と二・〇三倍であった東京電力の電灯総合単価の上昇率

と九電力会社の電力総合単価の上昇率は、七四～九四年の二十一年間には二・一〇倍と三・二〇倍に及んだ。

「低廉な電気供給」が後退した大きな要因の一つは、石油危機にともなう原油価格の上昇が火主水従、油主炭従の電源構成をとる電力会社の発電コストを引き上げた点に求めることができる。ただし、いま一つの要因として、一九五〇年代後半～七〇年代初頭の時期に顕著であった九電力各社の合理化の成果が、石油危機以降の時期には頭打ち傾向をみせた点も見落すことはできない。

一九七〇～九〇年代にも、九電力会社は、経営合理化のための努力を継続した。そのことは、表4にあるように、九電力全体の従業員一人当たり販売電力量が、この時期にも相当程度増大したことから確認することができる。しかし、従業員一人当たり販売電力量の増加率は、五〇～六〇年代に比べて七〇～九〇年代には低下したし、より深刻なことに七〇～九〇年代には、他の主要な合理化指標が停滞ないし後退を示すようになった。

表4から明らかなように、一九五〇～六〇年代に顕著であった汽力発電所熱効率の向上や総合損失率の低下は、七〇年代～九〇年代には停滞するにいたった。冷房の普及による夏季ピークへの移行とその尖鋭化を反映して、年負荷率は七〇年代に大幅に低下し、その傾向は八〇年代にも継続した。電力各社による季節別時間帯別料金制度の導入などにより負荷率が改善に向かったのは、ようやく九〇年代にはいつてからのことであった。

一九七四～九四年の時期における九電力会社の経営行動に関しては、前の時期にみられた二つの特徴が事実上消滅したことが重要である。行政当局と九電力会社とのあいだの距離は大幅にせばまったし、電力会社間の競争意識も減退したのである。

行政当局・九電力会社間の距離がせばまった背景には、電力施設立地難の深刻化と原子力開発の重点化という二つの事情が存在した。

電源開発調整審議会が設定した電源開発目標と、それに対する開発地点決定の実績値とを比較すると、一九七〇年代から八〇年代前半にかけて、恒常的に実績値が目標値を下回ったことが判明する¹⁴⁾。電力関連施設をめぐる立地難が深刻化したのは、公害問題の深刻化を反映して環境悪化への懸念が強まった、地域住民の意識が変化し土地に対する執着心や権利意識が高まった、原子力発電の安全性に対する不安や不信が根強く存在した、雇用拡大など地元への直接的な経済波及効果が比較的小さかった、先鋭化され組織化された反対運動が展開されるようになった、などの諸要因が作用したからであった。これらの要因によって深刻化した電力施設の立地難を、九電力会社は独力で克服することはできなかった。電力各社は行政への依存を強めることによって立地難を緩和しようとしたのであり、一九七四年の電源三法の公布・施行は、そのことを象徴する出来事であった。電源三法とは、一般電気事業者に対して目的税である電源開発促進税を課す電源開発促進税法、その税収入で電源開発促進対

策特別会計を設ける電源開発促進対策特別会計法、および同会計から指定された自治体に対して公共用施設の整備に充当する交付金を支給する発電用施設周辺地域整備法の、三つの法律のことである。電源三法制定の目的は、地元への直接的な経済波及効果が小さいという難点を解消し、発電所立地によるメリットを地元へ還元して、電源立地を円滑に進めることにあった。

電源三法だけでなく原子力政策も、行政当局・電気事業者間の距離をせばめるうえで大きな意味をもった。表5と表6が示すように、九電力会社は、石油危機以降、原子力発電とLNG（液化天然ガス）火力発電に重点を置いて、電源の脱石油化を推進した。このうちとくに重要性をもったのは原子力開発であり、一九七三年に第一次石油危機が発生した時点で原子力発電所の運転を行っていたのは、九電力会社のうち関西電力と東京電力の二社だけであったのに対して、二十年後の九三年には北陸電力の志賀原子力発電所が稼動を開始することによって、九社すべてが原子力発電所を保有するようになった。⁽⁴⁴⁾「安定的な電気供給」を至上命題として掲げた九電力会社は、第一次石油危機当時の石油輸入途絶への危機感をきっかけにして、原子力開発に全力をあげるにいたった。それは、「石油危機のトラウマ」とでも呼ぶべき状況であったが、九電力会社が推進した原子力開発は、けっしてスムーズに進行したわけではなかった。

言うのは、原子力発電の安全性に対する不安感や不信感が、国民のあいだに根強く存在したからである。十分な国民的コン

センサスが得られぬ状況下で原子力開発を進めることになった九電力会社は、行政当局による強力なバックアップを必要とした。このような脈絡で、原子力政策は、行政当局と電気事業者とのあいだの距離をせばめる意味合いをもったのである。

石油危機後の時期に九電力会社のすべてが原子力開発を重点的に追求したことによって、電源構成の同質化は、さらに徹底されることになった。⁽⁴⁵⁾九社のなかには原子力発電所を保有する必要がなかったと思われる会社も存在したが、原子力発電への反対運動に対して一枚岩的に立ち向かう方針をとった九電力会社サイドは、すべての会社が原子力発電所を保有することに拘泥した。反原発運動への一枚岩的対抗は、行政当局・電気事業者間でも、九電力各社間でも観察されたのである。

一九七四～九四年の時期には、行政当局と九電力会社とのあいだの距離がせばまっただけでなく、電力会社間の競争意識も減退した。表1からわかるように、七四年以降、九電力は電気料金を値上げする際にも、値下げする際にも、横並びでほぼいつせいに行動するようになった（唯一の例外は、北海道電力が一九八一年に単独で電気料金を値上げしたことである）。⁽⁴⁶⁾前章で述べたように、高度経済成長長期には電気料金値上げが九電力会社いつせいには行われなかったのであり、電力各社はパフォーマンス競争を展開して可能な限り値上げを他社より先延ばししようとした。しかし、電気料金のいつせい改定が常態化した石油危機以降の時期には、料金改定面での差別化をめざしバ

フォーモンス競争を繰り広げるインセンティブが減退したのである。

ここまで述べてきたように、石油危機後の一九七四―九四年の時期には、九電力会社は、相互間のライバル意識を失い、行政への依存を強めた。原油価格の上昇を受けて料金のいっせいで値上げを繰り返すうちに、深刻化する立地問題の解決を電源三法スキームに委ねるうちに、あるいは、反原発運動に対抗して一枚岩的行動様式を強めるうちに、地域間のパフォーモンス競争は弱まり、行政との距離はせばまった。九電力会社のあいだには、石油危機後、そのトラウマのように私企業性の後退とも言ふべき傾向が広がったのである。⁽⁴⁸⁾

行政への依存や競争意識の減退は、九電力体制が有する四つの特徴(一)民営、(二)発送配電一貫経営、(三)地域別九分割、(四)独占のうち、(一)や(二)のもつメリットが十分には作用しなくなったことを意味した。それでも、電力各社は、(一)・(二)・(四)の帰結である各地域での電気供給責任を全うし、「安定的な電気供給」を維持することには力を注いだ。ただし、一九七四―九四年の時期の「安定的な電気供給」は、前の時期のそれとは異なり、「低廉な電気供給」をともなうものではなかった。つまり、この時期には、(四)が可能性として内包する高い料金水準というデメリットが、顕在化することになった。(一)・(二)・(三)が発揮するメリットが(四)のデメリットを封殺するメカニズムは十分に作用しなくなったのであり、九電力体制全般にわたって電気事業

経営の自律性は後退することになったのである。

四 自律性の再構築——一九九五年以降——

本章では、電気事業法が四十一年ぶりに全面改正された一九九五年から、九電力体制が五十周年を迎えた二〇〇一年までの時期に目を向ける。

一九八〇年代に始まり、九〇年代には日本社会の各分野に波及した規制緩和の流れは、やがて、電気事業をもその対象とするにいたった。この流れのなかで、一九六四年に公布され、六五年に施行された電気事業法は、九五年に三十一一年ぶりに全面改正された。この電気事業法的大幅改正は、日本の電気事業が、新たに自由化の時代を迎えたことを意味するものであった。⁽⁴⁹⁾

一九九五年の改正電気事業法は、四月に公布され、一二月に施行された。改正のポイントは、(一)発電部門への新規参入の拡大、(二)特定電気事業にかかわる制度の創設、(三)料金規制の改善、緩和、(四)電気事業者の自己責任の明確化による保安規制の合理化、の四点にあった。このうち(一)は、卸電気事業参入に関する許可制の原則撤廃と入札制度の導入を主要な内容としたものであり、これを受けて、IPP (Independent Power Producer) と呼ばれる独立系発電事業者が次々と登場した。また(二)は、電力小売販売事業を可能にするための制度を新設したものであった。さらに(三)は、負荷平準化のための料金メニューの設定を許可制から届出制に改

めたものであり、同時に、経営効率化の度合いを比較査定しやすくするヤードスティック査定を採用することによって、地域独占の大枠を維持しながらも、電力会社間の間接的な競争を促進しようというねらいももっていた。最後に(四)は、設備設置者による自主検査制度の導入と、国の直接関与の重点化、必要最小限化を柱としていた。要するに、この改正電気事業法の眼目は、日本の電気事業に競争原理を導入する点にあった。

電気事業法は、その後、一九九九年にも大幅に改正された。

この改正電気事業法は、九九年五月に公布され、二〇〇〇年三月に施行された。改正のポイントは、使用規模二〇〇kV以上・二万V特別高圧系統以上で受電する需要家(特別高圧需要家)を対象に電力小売を部分的に自由化し小売部門にも競争原理を本格的に導入したこと、電力会社を送電ネットワークを他の電気事業者に開放する託送制度を新設したこと、電気料金金の引下げについては許可制から届出制に改めたこと、電気事業者に対する兼業規制を撤廃したこと、などの諸点にあった。電力小売の自由化部門では原則として規制は撤廃されることになったが、例外として、最終保障約款による電力供給は認められた。また、規制対象部門の需要家に悪影響が及ぶことを防止するため、供給原価を自由化部門と規制部門に区分し、部門別収支を明確にすることも制度化された。そして、新制度開始後おおむね三年経った時点(つまり、二〇〇三年三月ごろ)で、自由化の実績を検証し、その後の方向を決定することとした。なお、

東京電力のケースでは、小売自由化の対象となった特別高圧需要家のシェアは、販売電力量ベースで約二九%であった。

一九九五年と九九年の電気事業法的大幅改正によって、日本の電気事業は、競争原理を強めた新しい時代、電力自由化時代を迎えることになった。このような時代が出現した背景には、前章で指摘したような、「一九八〇年代後半以降の時期には、電気料金に関して、円高の進行によって顕在化した内外価格差の解消を求める声が高まり、九電力会社は、むしろ、批判の矢面に立たされた」という事情が存在した。つまり、電気料金に対する強い値下げ圧力が、電力自由化時代の到来をもたらしたのである。

右記のような経緯をふまえ一九九五―二〇〇一年の時期に九電力会社と沖縄電力は、一九九六年、九八年、二〇〇〇年の三度にわたって、電気料金をいっせいに値下げした(表1)。この結果、一九九五―九九年に電灯総合単価は、わずかながらも上昇傾向をたどった消費者物価指数の動向とは対照的に、低下傾向を維持した(表2)。九五―九八年には、電力総合単価も下落し、その低下率は、同時期の卸売物価指数の低下率より大幅であった(表3)。日本の電気事業が高度経済成長期に実現し、石油危機によって崩壊を余儀なくされた「低廉な電気供給」は、この時期には、ある程度再構築されたと言うことができる。

電力自由化時代を迎えた一九九五年以降の時期に、九電力会

社は、前の時期に後退させた私企業性を取り戻すことを経営方針の中心に据えた。例えば、東京電力は、一九九八年の「中期経営方針」のなかで、「お客様と株主・投資家から選択していただける」経営体質の確立」を前面に押し出し、北陸電力は、九九年度の「経営効率化計画」において、「信頼され選択される『北陸電力ブランド』の充実」をスローガンとして掲げた。⁽³³⁾

これらにもとづいて展開された私企業性回復をめざす九電力会社の経営行動は、いくつかの重要な帰結をもたらした。

第一は、行政当局と電気事業者とのあいだの距離が再び広がり始めたことである。そもそも電力自由化とは、電気事業に対する行政サイドの関与を縮小しようとするものにはかならない。また、自由化の進め方をめぐって、行政当局と電力業界とのあいだに亀裂が生じたことも、注目に値する。

第二は、九電力各社が競争意識をもつようになったことである。電力自由化時代の到来によって日本の電力業界でも市場競争が開始されたが、それは、既存の電力会社とIPPとのあいだだけでなく、九電力会社相互間でも展開された。この時期の九電力会社間の競争は、一九五―七三年の時期にみられた間接的なパフォーマンス競争だけにとどまらず、直接的な市場競争競争をも内包していた。

第三は、九電力会社の横並び志向に変化の兆しがみられ、個性的な経営行動が散見されるようになったことである。冬季ピークの継続、高い年負荷率、電灯使用電力量の大きなウエイ

トなど、他の八社と異なるユニークな需要構造をもつ北海道電力が、時間帯別電灯料金制度「ドリーム八」の普及等により力を入れ、電灯需要家向け営業の面で大きな成果をあげたことは、その一事例とみなすことができる。経営史学会第三十七回全国大会で統一論題の問題提起を行った宮本又郎は、一九九〇年代に九電力会社の経営諸指標が分散傾向を強めた事実を指摘したが、この事実は、当該期に九電力各社が個性的な経営行動をとり始めたことと整合的である。⁽³⁶⁾

そもそも、電力自由化の動きが生じたのは、九電力体制がある四つの特徴(○)民営、(●)発送配電一貫経営、(◎)地域別九分割、(⊙)独占)のうち、(⊙)のもたらすデメリット(競争の欠如による料金水準の高さ)に対する社会的批判が高まったからであった。そのため、電力各社は、(○)・(●)・(◎)のメリットで(⊙)のデメリットを抑制する電気事業経営の自律性を再構築する必要性に迫られた。一九九五年以降、九電力会社が私企業性の回復に力を注いだのは、電気事業経営の自律性を再構築しようとしたからであった。この再構築のプロセスは、現在も進行中である。

五 結びにかえて——九電力体制の未来——

本稿の課題は、経営史の立場から九電力体制の五十年を評価し(a)、その未来を展望する(b)ことにあった。電気事業再編成によって一九五一年に生み出された九電力体制の特徴は、○民営、●発送配電一貫経営、◎地域別九分割、⊙独占、の四

点に求めることができるが、本稿では、ここまで、①・②・③のメリットが④の内包するデメリットを制御することを「電気事業経営の自律性」と呼び、それがいかに変遷したかについて分析するという方法で、aの課題に取り組んできた。分析を通じて明らかにした結論は、九電力体制の五十年は七三―七四年の第一次石油危機と九五年の電気事業法全面改正とを画期にして三つの時期に区分され、第一期の五一―七三年には電気事業経営の自律性が発揮されたが、第二期の七四―九四年には電気事業経営の自律性が後退し、第三期の九五年以降の時期には電気事業経営の自律性の再構築がめざされた（そして、現在もめざされている）、というものであった。

それでは、五十年を経た九電力体制は、今後、どのような道をたどるのだろうか。本稿の結びにかえて、以下では、bの課題（九電力体制の未来の展望）にかかわる論点を掘り下げることにする。

日本では、第一次石油危機以降の時期に電気事業経営の自律性が後退した（別言すれば、上記の①・②・③のメリットが減退し④のデメリットが顕在化した）事実をふまえて、一九九〇年代半ばから、電力自由化問題として、④（独占）の見直しをめぐす動きが強まった。電気事業再編成の固有の意義は、直前の電力国家管理と比較した場合、①（民営）と②（発送配電一貫経営）を実現した点、および③（地域別九分割）を徹底した点にあったから、電力自由化が④を問題にしている限りでは、

電力自由化と電気事業再編成とは原理的に大きく矛盾するものではないとも言える。ただし、今後の展開いかんによっては、電力自由化が、④のより徹底的な改変と関連して、①や②の根本的な再検討にまで進展する可能性も残されている（発送配電を分断するアンバンドリングの実施や電力小売市場の完全自由化による地域分割の終焉）。電力自由化が①や②の本格的な改変に着手したときに初めて、電力自由化と電気事業再編成とは原理的に相克をきたすことになる⁵⁷⁾。

日本における電力自由化は、まだ、その途上にある。二〇〇三年にはいまだ一度の制度改定が予定され、自由化の範囲がさらに拡大される見込みである。電力自由化は、①（発送配電一貫経営）や③（地域別九分割）の本格的な改変にまで行き着くのだろうか。この問題を考察するうえでキーポイントとなるのは、電力業における規模の経済性と垂直統合の経済性のあり方である。③によって生み出されたわが国の九電力会社は、国際的にみてきわめて大規模な電気事業者であり、③と規模の経済性とは密接に関連している。また、①と垂直統合の経済性が深くかわりあっていることは、改めて説明するまでもない。

最近の日本の電力業における規模の経済性と垂直統合の経済性のあり方をめぐっては、いくつかの実証的分析が存在する⁵⁸⁾。これらの分析の結論は、細部では異なる点もあるが、大筋においては一致している。それは、（一）発電部門での規模の経済性は地域差を残しつつも総じて消滅に向かっている、（二）そ

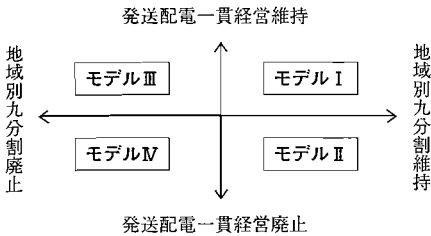


図1 日本における電力業の今後の産業組織

日本における電力自由化は、①別。別の言い方をすれば、「日本における電力自由化は、①

れとは対照的に送配電部門での規模の経済性は縮小傾向にあるものの厳然として存在する、(三) 垂直統合の経済性も縮小傾向にはあるが継続している、の三点に要約することができる。日本における電力業の今後の産業組織については図1のような四つのモデルを想定することができるが、モデルⅠとモデルⅡは(一)の点からみて、モデルⅡとモデルⅣは(三)の点からみて、それぞれ適切でない可能性が高い。残るのはモデルⅢであるが、このモデルの一つの柱である小売部門の競争自由化については、(二)の事実との整合性が問題となる。しかし、

(二)の送配電部門の規模の経済性は主として送電部門の規模の経済性によるものと見込まれること(従って、小売部門の競争を自由化しても問題はないこと)、二〇〇〇年からすでに電力小売の部分自由化が開始され電気料金低下などの効果をあげつつあること、などを考え合わせると、現状では、モデルⅢが最も望ましい日本電力業の将来像だと結論づけることができる。⁽⁶²⁾別の言い方をすれば、「日本における電力自由化は、①(送配電一貫経営)や③(地域別九分割)の本格的な改変にまで行き着くのだろうか」という問いに対しては、「③が改変され、①は改変されないのが、今のところ望ましい」と答えることになるのである。

日本の電力自由化が「③が改変され、①は改変されない」道をたどるのだとすれば、九電力体制がもつ四つの特徴のうち、①(民営)と②(送配電一貫経営)は継続し、③(地域別九分割)と④(独占)は改変されることになる。その場合、企業間競争の中心となるあり方として浮かび上がってくるのは、IP P(独立系発電事業者)の新規参入による競争激化という絵柄よりも、九電力会社相互の市場競争奪戦という構図である。九電力各社は、第一次石油危機以降の時期に後退させた競争意識を取り戻し、さらにヤードスティック競争ないしパフォーマンス競争の域を逸脱して、直接的な市場競争を本格化させる可能性が高い。それによって既存の九電力体制は大きく変容するであろうが、変容をもたらず担い手はあくまで九電力各社それ自身である。つまり、電力自由化が「③が改変され、①は改変されない」道をたどることは、言うなれば、九電力体制が発展的な解消をとげることなのである。

ここで明確にする必要があるのは、電力自由化が、需要家や新規参入者だけでなく、九電力各社等の既存の電気事業者にとっても、対応のしかたによっては大きなメリットをもたらすことである。各電力会社にとってのメリットは、経営の自由度が

拡大する点に求めることができる。電力自由化が進めば、電力会社は、既存の供給区域を越えて電気供給を行えるようになる。自主的判断により需要家と契約を締結できるようになる。料金メニューを豊富化し、顧客ニーズに対応したオーダーメイド型サービスを提供することも可能になる。利益処分に關する選択肢も広がり、料金引下げか内部留保かを戦略的に選択できるようになる。設備形成についても多様な選択肢が生まれ、投資リスクのハンドリングの幅が広がる。さらに、兼業規制の廃止によって、事業多角化が可能となり、経営資源を有効活用できるようになる。端的に言えば、電力自由化は、九電力各社にとって、大きなビジネスチャンスなのである。⁽⁶⁵⁾

しかし、ここでは同時に、チャンスにピンチヒッターやピンチランナーが登場する英語のニュアンスが示すように、チャンスとピンチとは、多くの場合、表裏一体であることも忘れてはならない。日本電力産業史におけるいくつかの失敗事例⁽⁶⁶⁾が示すように、私企業性を後退させたまま守旧的姿勢をとる電力会社があるとするれば、そのような企業は、自由化の激動の中で一敗地にまみれざるをえない。一方、本来の私企業性を取り戻し、それを大いに発揮して、経営革新を断行する電力会社にとって、自由化は、事業基盤拡充と企業体質強化を達成し、電気料金引下げ等の消費者便益の向上を図る条件を獲得するうえで、絶好のチャンスとなる。⁽⁶⁷⁾両者を分かちつのは、経営革新に取り組む気概の有無、経営革新それ自体の成否なのである。

電力自由化が進行するプロセスでは、それをビジネスチャンスととらえて、経営革新に取り組み、事業基盤拡充と企業体質強化を通じて消費者便益の向上を実現する電力会社が、九電力会社のなかから出現する可能性がある。それは、「九電力体制の発展的解消」と呼ぶべき方向性であるが、そのためには、既述のように、電力自由化によって、「九電力体制がもつ四つの特徴のうち、㊶(民営)と㊷(発送配電一貫経営)は継続し、㊸(地域別九分割)と㊹(独占)は改変される」ような状況、より端的に言えば、「㊸が改変され、㊹は改変されない」ような状況が現出することが、前提となる。しかし、現実には、九電力各社が対応を誤り、電力自由化が「㊸だけでなく㊹をも改変する」道を歩む可能性もある。「アンバンドリング」と呼ばれる発送配電分断の道が、それである。アンバンドリングの実施は、「九電力体制の発展的解消」ではなく、「九電力体制の突然死」を意味する。

この点に關連して問題となるのは、目下のところ電力自由化への九電力各社の対応が、東京電力のような先進的なケースでも、投資抑制による企業体質強化という短期的対応の域を出ていない点である。⁽⁶⁸⁾アンバンドリングに対しては、それが不確実性を増大させ設備投資に対するインセンティブを減退させることが、重大な問題点としてしばしば指摘される。逆に言えば、アンバンドリングに反対し発送配電一貫体制の堅持を強く主張する九電力各社が世論の支持を得るためには、垂直統合を維持

した場合にはこのように有用な設備投資が可能となるという、具体的なプログラムを提示することが必要なのである。⁽¹⁰⁾にもかかわらず、電力各社が設備投資の抑制に注力しては、自らの主張の拠って立つ基盤を揺り崩すことになりかねない。⁽¹¹⁾さらに「九電力各社が対応を誤り、電力自由化が⁽¹²⁾③だけでなく⁽¹³⁾をも改変する」道を歩む可能性もある」と指摘したのは、このような事情を考慮に入れたからである。

いずれにしても、現時点では、電力自由化を通じて日本の電力業が「九電力体制の発展的解消」の方向へ進むのか、「九電力体制の突然死」の道をたどるのか、明言することは不可能である。⁽¹⁴⁾ここまで、九電力体制の五十年に関する経営史的評価をふまえて、九電力体制の未来について論じてきたが、これ以上の議論の展開は、現実の進展をまたなければならぬ。

〔二〇〇二年二月二八日脱稿〕⁽¹⁵⁾

(1) 「九電力体制」は、一九八八年一〇月の沖縄電力の民営化によって、「一〇電力体制」へ移行した。しかし、本稿では、行論のねらいが五十年間を通じた歴史的評価にあるため、八八年以降の時期についても、検討対象を基本的に沖縄電力を除く「九電力体制」、「九電力会社」に限定した。

(2) 本稿は、二〇〇一年一〇月に大阪大学で開催された経営史学会第三十七回全国大会で筆者(橘川)が行った統一論題(全体の論題は「電気事業再編成五十年」)報告「九電力体制と東京電力の五十年」に、大幅な加筆、補正を施したものである。同報告を行

った際には、多くの方々から貴重なコメントをいただいたが、それらは、本稿の論旨を精緻化するうえできわめて貴重な意味をもった。特記して、コメントを寄せられた方々に謝意を表したい。

また、本稿は、東京電力株式会社(日本経営史研究所制作)「関東の電気事業と東京電力」二〇〇二年、北陸電力株式会社「北陸電力五十年史」二〇〇一年、および北海道電力株式会社「北のあかりを灯し続け」北海道電力五十年の歩み」二〇〇一年、の執筆にかかわることによって獲得した知見によるところが大きい。この点についても特記して、これらの地方電気事業史や会社史の関係者各位に謝意を表したい。以下で、典拠として言及するこれら三つの文献の該当箇所は、一箇所(「関東の電気事業と東京電力」の七〇八七〇九頁)を除いて、筆者自身が執筆した部分である。

なお、筆者は、これまでに、右記の地方電気事業史や会社史のほかにも、関西電力株式会社「関西地方電気事業百年史」一九八七年、中部電力株式会社「中部地方電気事業史」一九九五年、北陸電力株式会社「北陸地方電気事業百年史」一九九八年、中部電力株式会社「時の遺産 中部地方電気事業史料目録集」二〇〇一年、の編纂に関与してきた。

(3) 電気事業再編成に関しては、それを電力国家管理の部分的手直しとみなす議論が一部に存在する(室田武「電力自由化の経済学」宝島社、一九九三年、一九五頁、および白木沢涼子「書評 梅本哲世著『戦前日本資本主義と電力』」、『日本史研究』第四六五号、二〇〇一年、六七頁参照)。しかし、このような議論は、①電気事業再編成が電力国家管理継承派の激しい抵抗を押し切って実現されたこと、②これとは逆に一九三〇年代末には、電力国家管理のちの電気事業再編成推進派を含む多くの電気事業者の強い反対を抑え込んで実施されたこと、③電気事業再編成後に採用

された電力行政の基本的枠組みは、国営方式にもとづく電力国家管理下のそれを継承したのではなく、国家管理以前の民営方式を前提とする一九三二年改正電気事業法下のそれを継承したものであったこと、などの歴史的事実を等閑視している点で、リアリティに欠けると言わざるをえない。電気事業再編成を電力国家管理の部分的手直しとみなす議論は、九電力体制があたかも戦時体制の遺物であるかのような誤解をたらしかねないが、そのような誤解は、今日問題となっている電力自由化をめぐる議論を間違えた方向に導く危険性をもつ。それは、一九九〇年代半ばに市場主義が台頭した際、「一九四〇年体制」論や「戦時期源流」説のような戦後日本の経済システムを戦時体制の遺物とみなす、わかりやすいが不正確な「歴史観」が論拠として利用された状況を彷彿させる（この点については、橋川武郎「日本の企業システムと『市場主義』」『組織科学』第三二巻第一号、一九九八年、参照）。

（４）配電部門の地域別九分割と独占が確立したのは、第二次国家管理の一環として遂行された一九四二年の配電統合によつてである。また、配電統合後も、発送電部門では、地域独占ではなく、第一次国家管理によつて一九三九年に発足した日本発送電による全国独占が継続された。ここで、㊦の地域別九分割については「部分的連続」、㊧の独占については「連続」という評価を下したのは、このためである。したがって、一連の経緯をふまえれば、厳密には、「発送電部門の独占という面で電気事業再編成と電力国家管理は連続しており、配電部門の地域別九分割と独占という面で電気事業再編成と第二次国家管理は連続している」と言うべきである。

ろう。なお、配電統合に関しては、電力国家管理に反対する立場をとる電気事業者が、事前に全国各地域で、ボランティアベースで配電事業の統合を進めていた事実を見落すべきではない。この点については、橋川武郎「日本電力業の発展と松永安左エ門」名古屋大学出版会、一九九五年、二〇八、三八〇、三九五頁参照。

（５）ただし、後述するように、今後の電力自由化の進展具合によつては、㊦のデメリットを解消するために、㊦だけでなく㊧と㊨の再検討が行われる可能性もある。

（６）具体的には、電気を生産、販売するため必要なすべての費用に適正な利潤を加えて総括原価を算定し、それと電気の販売収入とが等しくなるように料金を設定するという方式がとられた。ただし、現状では、総括原価主義にもとづく料金認可制は、一九九五年に始まった電力自由化によつて、その適用範囲が徐々に狭められてつある。

（７）ここでの独占のデメリットと料金認可制との関係に関する記述は、経営史学会第三十七回全国大会での筆者の報告に対する長谷川信のコメントをふまえたものである。

（８）料金認可制によるチェックは、電気料金が値上げされた一九五一―八一年の局面において、（一）値上げ自体を行いくくする、（二）値上げ幅を抑制する、という二つの意味で作用した。このうち（二）の点は一貫して意味をもつたが、（一）の点が作用したのは、九電力各社が個別に電気料金を値上げした五七―七三年の時期に限定された。つまり、七四年以降の時期には（二）の点の意味をもたなくなつたのであり、ここで「料金認可制によるチェックは、ある時期から有効に作用しなくなつた」と述べたのは、この事実をふまえたものである。

（９）「電気事業経営の自律性」という概念で九電力体制を評価しようというアイデアは、橋本寿朗の指摘をふまえたものである。こ

の点については、橋本寿朗「書評 橋川武郎著『日本電力業の発展と松永安左エ門』」東京大学『経済学論集』第六二巻第三号、一九九六年、参照。

- (10) 厳密に言えば、表2と表3からは、一九五一年に実施された九電力会社いっせいの電気料金値上げの影響は読み取ることができない。これは、東京電力の電灯総合単価についても、九電力会社の電力総合単価についても、当然のことながら、会社が設立された五一年度以降のデータしか把握できないからである。

- (11) この点については、前掲『関西地方電気事業百年史』八一—八一九頁、前掲『中部地方電気事業史』下巻一六三頁、前掲『北陸地方電気事業百年史』六〇五—六〇六、六三—六四五頁、前掲『北陸電力五十年史』三〇—三三頁、前掲『北のあかりを灯し続けて 北海道電力五十年の歩み』一二六—一二八頁、前掲『関東の電気事業と東京電力』七〇—七〇九、八〇〇—八〇二、八五九頁など参照。

- (12) この点については、表2と表3の「一九三四—三六年平均一五年」の部分参照。

- (13) 表6からは、一九七三年度末の時点で、北海道電力を除く電力八社の火力発電用燃料が油主炭炭化していたことが判明する。

- (14) 石井晋「電力業の資金・投資調整」(岡崎哲一・奥野正寛・植田和男・石井晋・堀宣昭「戦後日本の資金配分」東京大学出版会、二〇〇二年)は、橋川前掲『日本電力業の発展と松永安左エ門』に対して、「戦後の電力業の『資金調達が進展した』と述べているが(二八七—二八八頁、実際には、(中略)資金調達はしばしば困難に直面した)(一九六頁、と批判している。しかし、橋川前掲書の二八七—二八八頁には、そのような記述はない。石井が問題にしたかったのは、橋川前掲書の二七四頁にある、「高度経済成長期に九電力会社の電源開発が顕著な成果をあげたのは、

資金調達が順調に進展したからであった。この時期には、減価償却の拡充を反映して、総工事資金に占める自己資金の比率が上昇した。その比率を九電力全体についてみると、一九五一—五五年には三七・六％だったものが、五六—六〇年には四〇・三％、六一—六五年には六六・三％、六六—七〇年には六七・五％と推移した」という記述であらう。ただし、ここで橋川前掲書が指摘しているのは、高度経済成長期に九電力会社の「資金調達が順調に進展した」ことであって、石井が不注意にも誤解したように、戦後全般にわたって「資金調達が順調に進展した」ことではない。しかも、五六—六四年に九電力会社の資金調達において内部留保のウエイトが趨勢的に増大したことは、石井前掲論文中の図七—四(二〇八頁)からも確認することができる。総合的にみれば、「減価償却の拡充を反映して、総工事資金に占める自己資金の比率が上昇した」事実が存在する以上、高度経済成長期に九電力会社の「資金調達が順調に進展した」と評価することは、妥当であらう。

- (15) 一九五一—七三年の時期に行政当局・九電力会社間に距離が存在したことは、両者がいくつかの局面で協調したことを全面的に否定するものでない。この時期にも、一九五〇年代前半における電力向けの政策金融、原子力発電の導入、火力発電機器の「一号機輸入、二号機国産化」などについて、九電力会社は、行政当局と連携して行動した。ただし、以下の記述から明らかなように、「行政当局と一定の距離を置いて事業活動を展開した」点が、七四—九四年の時期にはみられない、五一—七三年の時期における九電力会社の経営行動の特徴であったことは、間違いない。

- (16) この点については、古川清明「新鋭火力の序章——九州電力苅田発電所建設——新鋭火力の序章刊行会、一九八一年、七五頁参照。
- (17) 通商産業省編「通商産業省年報」(昭和二十九年度)、一九五五年、

一七〇頁。

(18) 前掲『通商産業省年報』(昭和一九年度) 一七〇頁参照。

(19) 例えば、東京電力は、一九六三年度から六八年度にかけて、毎年、「全国出炭量の一〇%強にあたる五〇〇万t以上の石炭を一社で引き取り、国内産石炭の最大の需要者として石炭産業の秩序ある縮小に大きく寄与した」(前掲『関東の電気事業と東京電力』八六九頁)。

(20) この点が最も顕著であったのは、北海道電力のケースであった(前掲『北のあかりを灯し続けて 北海道電力五十年の歩み』一二六―一二八、一八二―一八四、二二一、二五八頁参照)。

(21) 旧電気事業法は、公益事業令の施行にともない、一九五〇年一月に廃止されていた。

(22) 電気事業再々編成問題とは、一九五七年の東北電力と北陸電力の電気料金値上げを契機にして、九電力体制の根本の見直しをめざす動きが強まったことをさす。この問題について詳しくは、橘川前掲『日本電力業の発展と松永安左エ門』四一五―四二七頁参照。

(23) 電力政策研究会編『電気事業法制史』電力新報社、一九六五年、四七二頁参照。

(24) この点に関連して、一九五九年から八三年にかけて関西電力の社長、会長をつとめた芦原義重は、電気事業再編成後の九電力会社間の競争について、「完全に自由にした場合、一地域で二つの会社ができてしまつては、道路の両側に別別の電柱を建てるといふようなことになって非常に無駄が多い。それでコストが高くなつては、国民も非常に損害を受けることになりましょう。だから自由主義でいって、しかも効率経営をやらせるためには、やはり地域独占にするより仕方がない。ただ地域独占とはいっても、全国でだいたい同じような規模の会社がいくつかあれば、サービス

の点などで競争することになりますから、競争原理は必ず残る。そうして地域独占の代償として、政府が料金の認可とかいろいろな規制を加えていく、そういうことになったわけです」(由井常彦編『芦原義重―回顧と展望、憂楽五十年』日本経営史研究所、一九七八年、七一頁)、と述べている。

(25) 北海道電力が一九五四年から七四年まで二十年間にわたって電気料金を据え置くことができたのは、炭価調整金の支給や辺地における共同自家用電気施設の発達など、固有の要因が作用したからであった。この点については、前掲『北のあかりを灯し続けて 北海道電力五十年の歩み』一二六―一二八頁参照。

(26) 一九五〇―六〇年代における九電力会社のパフォーマンス面での企業間格差については、減価償却率の実施状況を示した表7が、その実態を伝えている(同表では定率減価償却の達成率が高いほどパフォーマンスが良好であることを意味する)。この表から、一九五五―七〇年の時期に最も良好なパフォーマンスを実現したのは関西電力であり中国電力と四国電力・東京電力がそれに続いたこと、これら四社を追ったのは北海道電力・九州電力・中部電力であったこと、東北電力と北陸電力のパフォーマンスは相対的に低位でありとくに北陸電力の場合にはその傾向が顕著であったこと、などが判明する。

(27) 東京電力の「経営刷新方策」については、前掲『関東の電気事業と東京電力』八一―八三頁参照。

(28) この点については、橘川前掲『日本電力業の発展と松永安左エ門』二七一頁、前掲『関東の電気事業と東京電力』八〇三―八〇四頁参照。

(29) 由井編前掲『芦原義重―回顧と展望、憂楽五十年』二二一―二二二頁。

(30) 関西電力は一九七〇年一月に美浜原子力発電所を、東京電力

は七一年三月に福島第一原子力発電所を、それぞれ運転開始することによって、原子力発電の事業化を達成した。

- (31) 東京電力株式会社『東京電力三十年史』、一九八三年、五六一頁。

- (32) 関西電力株式会社『関西電力二十五年度史』、一九七八年、三一九頁。

- (33) 差別化競争と同質的競争については、宇田川勝・新宅純二郎「なぜ、いま企業間競争なのか」(宇田川勝・橋川武郎・新宅純二郎編『日本の企業間競争』有斐閣、二〇〇〇年) 一一一―一三頁参照。

- (34) この点は、長谷川信が経営史学会第三十七回全国大会でのコメントで指摘した九電力体制の自己拘束性という論点とかわる可能性がある。

- (35) この結果、発足時には事実上水力発電のみに特化していた東北電力や北陸電力も、火力発電への依存度を大幅に高めた。このうち北陸電力が火力開発を重視するにいたった経緯については、前掲『北陸電力五十年史』二四―二九頁参照。

- (36) 北海道電力もまた、一九六〇年代末から火力発電用燃料の石炭から石油への転換をめざした。しかし、同社がそれを十分に実現できなかったのは、産炭地に立地したため石炭の政策的引取りの圧力が他の電力会社の場合より大きかったこと、日本における石炭生産の中心が九州から北海道へシフトしつづけたこと、石油火力開発の切り札と位置づけた伊達火力発電所の運転開始が強い反対運動にあつて石油危機後の一九七八年にまでずれ込んだことなどによるものであった。この点については、前掲『北のあかり』を灯し続けて『北海道電力五十年の歩み』二二六―二二八、一八二―一八四頁参照。

- (37) 関西電力による黒部川第四発電所の建設プロセスが、石原裕次郎が主演する映画『黒部の太陽』(三船プロダクション・石原プロモーション制作、日活配給、一九六八年二月公開)の題材になったことは、このことを象徴する出来事であった。なお、高度経済成長期における関西電力の活力ある経営行動については、経営史学会第三十七回全国大会で沢井実が詳細な報告を行った。

- (38) 紙幅の制約上、本稿では詳しく立ち入ることができないが、送配電ネットワークの形成は、電源の開発とともに九電力会社が一貫して取り組んだ、経営上の重要課題であった。例えば、一九六〇年代後半から初頭の東京電力についてみれば、五〇万V送電の開始、二七万五〇〇V地中系統の都内導入、ミニクラッド(縮小型開閉装置)の開発、変電所の自動化、二万二〇〇V配電の導入、六六〇〇V配電の大容量化などを、積極的に推進した。この点については、前掲『関東の電気事業と東京電力』八三六―八四五頁参照。

- (39) その間、第二次石油危機の直前の一九七八年(一〇月)には、円高差益還元の一環として、北海道電力を除く八電力会社が電気料金を暫定的に引き下げたが、その影響は僅少であった。

- (40) 経済企画庁編『経済白書』(平成元年版)、一九八九年、四五四頁参照。なお、経営史学会第三十七回全国大会においても、和田一夫が、コメントのなかで、日本の電気料金水準が国際的にみて割高であることを指摘した。

- (41) この点については、前掲『関西地方電気事業百年史』七九―七九三頁、前掲『中部地方電気事業史』下巻二四二―二四三頁、前掲『北陸地方電気事業百年史』六六七頁、前掲『北陸電力五十年史』四六―四八頁、前掲『北のあかり』を灯し続けて『北海道電力五十年の歩み』一八三―一八四頁、前掲『関東の電気事業と東京電力』八九〇、九四八―九五〇頁など参照。

- (42) 目標値に対する実績値の比率、つまり達成率は、九電力会社平

- 均で、一九七一年度から八五年度にかけて、年度ごとに八七%、三二%、四五%、五三%、六五%、七七%、五〇%、八四%、二四%、九三%、七〇%、九六%、六四%、七五%、一一%、と推移した(通商産業省資源エネルギー庁公益事業部編『昭和五十二年度 電源開発の概要』、一九七七年、同『昭和六一年度 電源開発の概要』、一九八六年、より算出)。この点について詳しくは、前掲『関東の電気事業と東京電力』八八八頁参照。
- (43) 日本における原子力発電の推移については、経営史学会第三十七回全国大会で鈴木達治郎が詳細な報告を行った。
- (44) 一方、LNG火力発電所については、今日でも九電力会社のうち三社(北海道電力・北陸電力・四国電力)が、それを保有していない。
- (45) 表5が示すように、一九七三年度末には九電力会社中三社のみが原子力発電所を保有していたが、九四年度末には九社すべてが原子力発電所を保有するようになっていた。
- (46) この点については、橋川武郎『GATS・電力自由化と日本のエネルギー産業』、『日本国際経済法学会年報』第一号、二〇〇二年、参照。なお、北陸電力が石油危機後の経営危機を原子力発電所なしで克服することができたという自己認識をもっている(前掲『北陸地方電気事業百年史』六五七頁参照)のは、興味深い。
- (47) 一九七六年六、八月の料金改定および八〇年二、四月の料金改定についても、それぞれ二カ月のずれはあるものの、ほぼいっせいの料金値上げとみなすべきであろう。
- (48) 九電力会社に対して、「役所のような存在だ」という風評が広がったのは、石油危機後のことである。
- (49) 電力自由化については、前掲『北陸電力五十年史』六一頁、前掲『関東の電気事業と東京電力』九七九―九八〇、一〇二七―一〇二八頁など参照。
- (50) 戦前(厳密には一九三一年まで)の日本では電力会社間で激しい競争が展開されたから、歴史的観点に立てば、一九九五年の改正電気事業法のねらいは競争原理の「再導入」にあったと言えることができる。
- (51) 一九九八年度における東京電力の販売電力量の実績値をもとに算出した数値である。
- (52) この点については、前掲『北陸地方電気事業百年史』七一―七二〇、七二八―七二九頁、前掲『北陸電力五十年史』五七―五八、六一―六二頁、前掲『北のあかりを灯し続けて 北海道電力五十年の歩み』二五八―二五九頁、前掲『関東の電気事業と東京電力』九七八―九七九、一〇二一―一〇二二頁など参照。
- (53) 前掲『関東の電気事業と東京電力』九八八頁参照。
- (54) 前掲『北陸電力五十年史』六四頁参照。
- (55) 北海道電力が「ドリーム八」を本格的に実施したのは、一九九二年のことである。九九年度における時間帯別電灯料金制度の普及率(電灯使用電力量全体に占める同制度対象の電灯使用電力量の比率)をみると、他の九電力会社(沖縄電力を含む)の平均が二・五%であったのに対して、北海道電力の場合は七・六%に達した。この点については、前掲『北のあかりを灯し続けて 北海道電力五十年の歩み』二五九頁参照。
- (56) 経営史学会第三十七回全国大会で宮本又郎は、一九九〇年代に九電力会社の経営諸指標が分散傾向を強めた事実をヤードスティック競争の後退という文脈でとらえる見方にも言及したが、むしろこの事実は、ヤードスティック競争とは異なる、つまり、同質的競争とは異なる、新たな差別化競争の始まりという文脈でとらえるべきであろう。
- (57) しかし、電力自由化が㊶(発送配電一貫経営)や㊷(地域別九

分割)の根本的な再検討に立ち入った場合でも、①(民営)のメ
リットを引き出す点では、電気事業再編成と同一の原理
に立つものであることは、間違いない。電気事業再編成と電力自
由化との歴史的関係は、しばしば誤解されるように、後者が前者
を全否定するといった、単純なものではないのである。

- (58) 下の点について詳しくは、J. Nemoto, Y. Nakanishi, and S. Madono, "Scale Economics and Over-Capitalization in Japanese Electric Utilities", in *International Economic Review* Vol. 34, No. 2, 1993, p. 436, 参照。

- (59) 中西康夫・伊藤成康「電気事業における規模の経済性」『電力中央研究所報告』Y八七〇一七、一九八八年、Nemoto, Nakanishi, and Madono, op. cit.; 新庄浩二「自然独占性と規模の経済性」植草益編『講座・公的規制と産業—電力』N-T-T出版、一九九四年、渡辺尚史・北村美香「わが国電気事業の垂直統合の経済性」『電力中央研究所報告』Y九三〇一六、一九九四年、後藤美香・末吉俊幸「我が国電気事業の規模の経済性」『公益事業研究』第五〇巻第一号、一九九八年、渡辺尚史・北村美香「わが国電気事業の長期費用構造の分析」『電力中央研究所報告』Y九七〇一六、一九九八年、桑原鉄也・依田高典「日本電力産業のパネルデータ分析」『公益事業研究』第五二巻第二号、二〇〇〇年、武石礼司「電力産業の将来像」『Economic Review』二〇〇一年七月号、参照。

- (60) 渡辺・北村前掲「わが国電気事業の長期費用構造の分析」は、垂直統合の経済性が九電力会社のうちの一部にしか作用していないと指摘しているが、渡辺・北村両氏自身が認める(iii・iv頁)ように、この分析には、垂直分制した場合としない場合とで資本ストックの総和が変化しないというやや無理な前提をおいていること、夏季ピークの影響が強く現れる時期のデータを使用してい

ること、などの点で、問題がある。

- (61) モデルⅣに関しては、垂直統合の経済性が作用していても、垂直分割することによって発送配電各部門の効率が著しく向上し、その効果が垂直統合の経済性を上回る見込みが成り立つのであれば、適切なモデルとなる可能性がある。ただし、日本では、今のところ、このような見込みは成立していないと思われる。

- (62) 日本の電力自由化が図1のモデルⅢの道をたどるのだとすれば、それは、電力小売の完全自由化と発送配電「貫経営の存続」とよって特徴づけられるドイツの自由化方式に、近いものとなるであろう。

- (63) ただし、五十ヘルツと六十ヘルツという東日本と西日本での周波数の相違、北海道・本州間に象徴されるような地域間送電連系の容量面での限界などがあり、九電力各社間の市場競争奪戦も、全面的なものとはならないであろう。

- (64) ここで「既存の九電力体制は大きく変容するであろう」と述べたことの理由の一端は、「九電力会社相互の市場競争奪戦」が、供給密度の高低にかかわらず同一料金で電気を供給する、いわゆる「ユニバーサルサービス」に変化をもたらす点に求めることができる。「IPPの新規参入による競争激化」のケースよりも、「九電力会社相互の市場競争奪戦」のケースの方が、競争の担い手(九電力会社)が給電ネットワークや給電ノウハウを有していることからみて、「安定的な電気供給」は確保されやすい。しかし、「九電力会社相互の市場競争奪戦」を通じて「低廉な電気供給」が実現されるのは、供給密度の高い地域に限定されることだろう。電力自由化は、別の角度からみれば、供給密度の高い地域で「低廉な電気供給」を実現するために、既存のユニバーサルサービスを後退させる措置なのである。

- (65) 東京電力も、電力自由化をビジネスチャンスととらえている。

この点については、前掲『関東の電気事業と東京電力』一〇二七—一〇二八頁参照。

(66) 典型的なものとしては、一九二〇年代における東京電灯の経営の行詰りをあげることができる。この点については、橘川前掲『日本電力業の発展と松永安左エ門』八六—九二頁参照。

(67) 九電力会社のうち経営革新を断行した電力会社が強靱な総合エネルギー企業（ないし企業グループ）の母体となる見通しについては、橘川前掲『GATS・電力自由化と日本のエネルギー産業』参照。

(68) 一九九五年以降の東京電力による設備投資の抑制については、前掲『関東の電気事業と東京電力』一〇一五—一〇一六頁参照。

(69) 例えば、伊藤成康「公的規制の意義と問題」植草編前掲『講座・公的規制と産業—電力』一二八—一二九頁参照。

(70) このほか、九電力各社は、発送配電一貫経営をとることによって垂直統合の経済性が実現されていることや、各部門の効率の運営がなされていることなどを証明するため、会計面での情報公開を徹底する必要がある。この点は、経営史学会第三十七回全国大会で統一論題の報告を行った鈴木達治郎の指摘による。

(71) 九電力各社は、今こそ、三つ又投資の遂行に大企業存在意義を見出したチャンドラーの議論に耳を傾ける必要がある（この点については、Chandler, Jr., Alfred D., *Scale and Scope: The Dynamics of Industrial Capitalism*, The Belknap Press of Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, and London, England, 1980, 参照）。

(72) 「九電力体制の発展的解消」ないし「九電力体制の突然死」のほかにも、「九電力体制の現状維持」という道がありえないわけではない。しかし、「九電力体制の現状維持」は問題の先延ばしに過ぎず、電力自由化の進展によって、やがては、「九電力体制

の発展的解消」か「九電力体制の突然死」かのいずれかに行き着くことになる。

(73) 注(62)を付した箇所の本文で指摘したように、日本の電力自由化のあり方に関する本稿のメッセージは、図1のモデルⅢの道を選択すること、つまり、それが、「電力小売の完全自由化と発送配電一貫経営の存続とによって特徴づけられるドイツの自由化方式に、近いものとなる」ことであった（筆者は、二〇〇一年一〇月に成城大学で開催された日本国際経済法学会第十一回研究大会でも、同様のメッセージを発した〔橘川前掲『GATS・電力自由化と日本のエネルギー産業』参照〕。本稿脱稿直後に明らかになった新聞報道によれば、二〇〇三年の制度改定へ向けて二〇〇二年中にも正式発表される電力自由化の基本方針は、まさにこの方式（モデルⅢ）を採用することになりそうである（例えば、「電力自由化」「発送電」組織分離せず」『朝日新聞』二〇〇二年三月七日付朝刊、「電力・ガス 小売全面自由化へ」『朝日新聞』二〇〇二年三月七日付夕刊、参照）。

（きつかわ・たけお 東京大学）